

富山県立大学体育施設開放実施要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

令和 5 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富山県立大学体育施設使用要領第 3 条第 3 号の規定に基づき、県民のスポーツ活動を振興するため、富山県立大学（以下「本学」という。）の体育施設を県民の使用に供することに関し、その実施に必要な事項を定めるものとする。

(使用に供する施設及び時間)

第 2 条 使用に供する施設及び時間については次に掲げるとおりとし、本学の授業及び行事等に支障のない限り、使用に供するものとする。

グラウンド及びサブグラウンド 午前 5 時から午後 7 時まで

(使用者の範囲)

第 3 条 体育施設を使用できる者は、スポーツ活動を目的として使用する地域の団体（スポーツクラブ、社会教育団体、町内会等）とする。ただし、営利を目的として使用する場合は除くものとする。

(使用申請)

第 4 条 使用の許可を受けようとする団体は、使用許可申請書（別紙様式）を使用予定日の 10 日前までに本学事務局経営企画課に提出しなければならない。

(使用料)

第 5 条 使用料は、公立大学法人富山県立大学施設等貸付要領第 10 条第 6 号の規定により免除することができる。

(使用についての注意)

第 6 条 使用者は、使用許可申請書に記載してある注意事項を遵守しなければならない。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。